

(様式1)

(様式1) 予備検討結果報告書

事業担当課・室 体育課施設・調整班

導入検討対象事業の名称	総合スポーツセンター体育館整備事業
1. 事業の概要	
(1)用途・目的等	<p>千葉県総合スポーツセンター体育館は、教育機関設置条例に基づき、体育の普及及び振興を図ること等を目的とした施設である。</p> <p>当該体育館は築49年経過しており、経年劣化により老朽化が進行していることに加え、建物の一部の耐震性が不足していることや狭隘化が進んでいるなどの課題があり、利用者のニーズに十分に対応することが困難な状況となっていることから、再整備事業に取り組む。</p> <p>なお、当該体育館は令和元年の台風の被害により、屋根の一部が破損したことから、現在利用を停止している。</p>
(2)整備予定場所	千葉市稲毛区天台町323
(3)施設規模	鉄筋コンクリート造2階建て約11,000㎡
(4)施設稼動期間	49年(R3年度末現在)
(5)県民の利用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有り ・ 無し
(6)利用料金等の徴収	<input checked="" type="checkbox"/> 有り ・ 無し
(7)費用調達手段	起債 75% 一財 25%
(8)契約予定時期	令和4年度
(9)建設・整備期間	令和7年度から令和10年度
(10)供用開始予定時期	令和10年度中(予定)
2. 導入検討対象事業の要件	
(1)施設の種類(※1)	利用料金徴収施設
(2)事業規模(※2)	●●円 施設整備費(設計費+建設費 等)
(3)その他特記事項 (1)及び(2)に該当しない事業を候補とする場合の理由等	—
3. 予備検討結果	
(1)PFIの適性確認	<p>①設計・建設・維持管理・運営までの業務の多くを一括で委託できる事業である。</p> <p>②補助金適用面で不利でなく、法制度面でも導入が不可ではな</p>

	<p>い事業である。</p> <p>③過去の導入検討において、導入可能性がないとされていない事業である。</p> <p>④全体事業の一部の施設整備等に着手していない事業である。</p> <p>以上により、PFIの適正を欠く事業ではない。</p>
(2)定量的確認結果概要 (詳細は様式2参照)	VFM(1.0億円 1.2%)
(3)定性的確認結果概要	<p>○現在は指定管理者制度を導入して、総合スポーツセンター全体の維持管理及び事業の実施を中心とした運營業務を委託し、民間事業者のノウハウの活用や創意工夫をしていることを考慮すると、維持管理・運営面においては、現状と比較して公共サービスの向上、各業務間の連携・整合性の向上及び業務効率化はほとんど見込まれない。</p> <p>○軽微な修繕等に係る個別業務発注については、現在の指定管理者制度の中で実施しており、既に迅速な対応が可能となっている。</p> <p>以上により、設計から運営までのほとんど全ての業務を一括で発注することはできるが、既に指定管理者制度を導入しているため、定性的効果は小さい。</p>
事業担当課における検討結果	<p>○PFI方式を導入した場合、(実施要領から業者選定、契約締結後に行う)竣工が2年程度遅れることになるため、現在利用停止中の状況を考慮すると早期の整備が望ましい。</p> <p>○PFI事業を導入した場合、当該体育館を担うPFI事業者と総合スポーツセンター内の他の施設の委託を担う事業者の2つの事業主体が1つのセンター運営を行うことになり、効率的な運営が難しいことを考慮すると、総合スポーツセンター全体の維持管理・運営を行える指定管理者制度を活用することが望ましい。</p> <p>以上のことから本事業は従来手法による整備を行うべきである。</p>

※1 「建築物」、「プラント」、「利用料金徴収施設」のいずれかを記入

※2 「施設整備費(設計費+建設費)」又は「単年度の維持管理費・運営費」のいずれかとその金額を記入